

## 保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について

### 1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法 19 条等)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (1号認定子ども)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

保育の必要性の認定に当たっては、国は以下の3点について、認定基準を策定。

- ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」：標準時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

#### ○「保育標準時間」

両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定。  
就労時間の下限は、1週当たり30時間程度とすることを基本とされた。

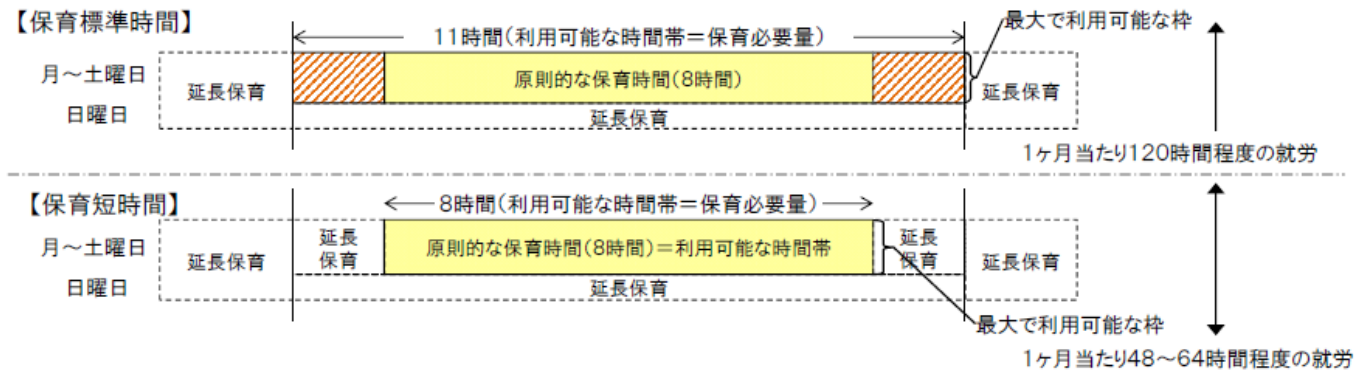
#### ○「保育短時間」

両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定。  
就労時間の下限は、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とされた。

この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



当市においても「保育短時間」における就労時間の下限を設定する必要がある。

## 2 当市の現状

現在、当市では保育所の入所受付の際、就労時間1日4時間以上、就労日数月15日以上就労している場合を、保育に欠ける要件としている

また、これまで週3日就労している場合についても、週の半分は就労していることから保育に欠けるものとしてきた。

昨年度実施したニーズ調査では、母親の就労日数については、週5、6日の割合が大半を占めるものの、週3日も少ないながらあり、週1、2日比べれば多い数字となっている。就労時間については、1日4時間以上の人が大半を占める結果が出ている。(調査結果の内容を抜粋したものは次ページ)

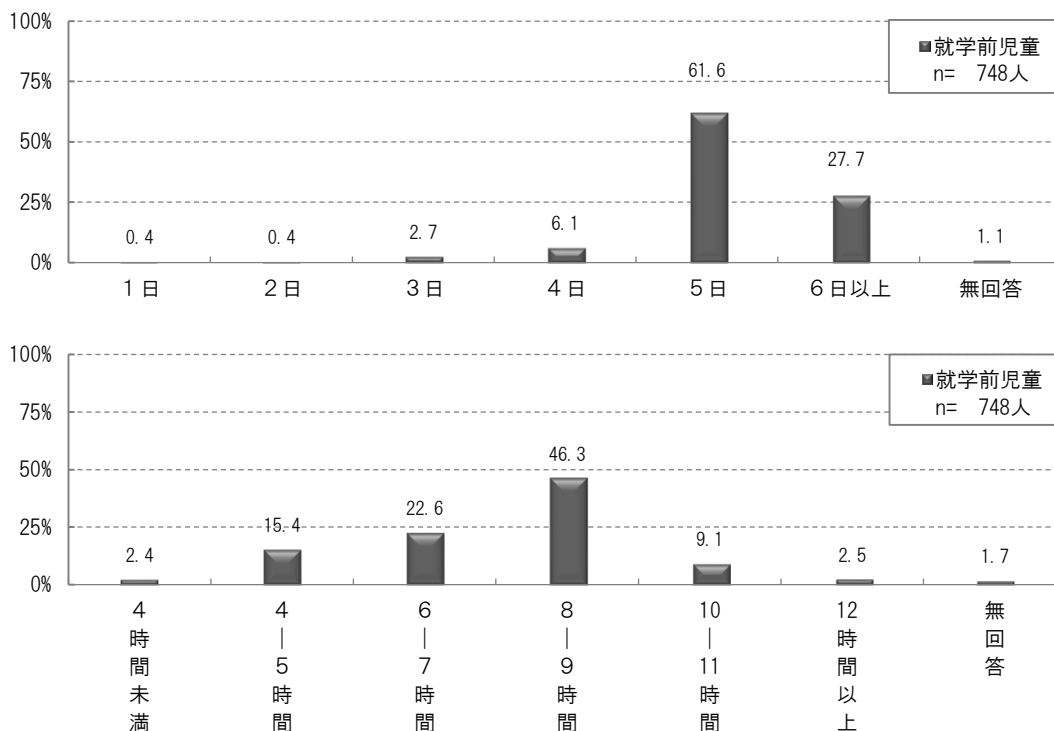
## 3 対応方針(案)

当市の現状を踏まえ、新制度においては1日4時間、週3日を根拠とし、4週で換算して「保育短時間」における就労時間の下限を1か月48時間程度とする。

(1日4時間×週3日×4週=48時間)

※ニーズ調査報告書より抜粋

問 12(1)-1 母親の就労日数・就労時間



※参考 保育の必要性の認定に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>